（金融商品取引法施行令の一部改正）

第四条　金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の二を第一条の二の二とし、第一条の次に次の一条を加える。

（有価証券とみなさなくても公益等のため支障を生ずることがないと認められるもの）

第一条の二　法第二条第二項に規定する有価証券とみなさなくても公益又は投資者の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして政令で定めるものは、次の各号に掲げる権利の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項第三号に掲げるものに該当するもの　当該権利に係る信託の受託者が信託契約により受け入れた金銭の全額を普通預金その他の預貯金（内閣府令で定めるものに限る。）により管理するものであることその他内閣府令で定める要件を満たすもの

二　資金決済に関する法律第二条第五項第四号に掲げるものに該当するもの　前号に掲げるものに準ずるものとして内閣府令で定めるもの

第一条の八の六第一項第二号中「暗号資産関連店頭デリバティブ取引」を「暗号等資産関連店頭デリバティブ取引」に改める。

第十六条の四第一項第一号ニ中「暗号資産関連店頭デリバティブ取引」を「暗号等資産関連店頭デリバティブ取引」に改め、同条第二項第一号ニ中「暗号資産関連市場デリバティブ取引」を「暗号等資産関連市場デリバティブ取引」に改める。

第十八条の四の十五第五項の表協同組合による金融事業に関する法律第二条第一項に規定する信用協同組合等及び同法第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者の項中「及び同法」を「、同法」に改め、「信用協同組合代理業者」の下に「及び同法第六条の四の四第一項に規定する信用協同組合電子決済等取扱業者」を加え、「第六条の五の十一」を「第六条の五の十一第一項」に改め、同表信用金庫法第二条に規定する金庫及び同法第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者の項中「及び同法」を「、同法」に改め、「信用金庫代理業者」の下に「及び同法第八十五条の三の二第一項に規定する信用金庫電子決済等取扱業者」を加え、「第八十九条の二第一項」に改め、同表銀行法第二条第一項に規定する銀行及び同条第十五項に規定する銀行代理業者の項中「銀行及び」を「銀行、」に改め、「銀行代理業者」の下に「及び同条第十八項に規定する電子決済等取扱業者」を加え、同表に次のように加える。

資金決済に関する法律第二条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者及び同法第六十二条の八第一項に規定する発行者	資金決済に関する法律第六十二条の十七第一項に規定する特定電子決済手段等取引契約の締結

第十九条の九第十四号中「（平成二十一年法律第五十九号）」を削り、同号を同条第十五号とし、同条中第十三号を第十四号とし、第六号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六　協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十二第一項の規定による指定

第三十八条第一項中「暗号資産関連デリバティブ取引等」を「暗号等資産関連デリバティブ取引等」に改める。

（信用金庫法施行令の一部改正）

第五条　信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第百四十二号）の一部を次のように改正する。

第七条中「第六十一条の二第四項、第六十一条の三第六項及び第六十一条の四第四項」を「第六十一条の二第五項、第六十一条の三第七項及び第六十一条の四第五項」に改め、「（第十一条の三第二項第六号イを除く。）」を削り、「「銀行法」を「準用銀行法」に改める。

第九条の六中「第八十五条の三」を「第八十五条の二の二」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（信用金庫電子決済等取扱業に関する特例に係る法の規定を適用する場合の読替え）

第九条の六の二　法第八十五条の三の二第二項の規定により法第八十九条第九項において準用する銀行法の規定を適用する場合における同項において準用する銀行法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法第八十九条第九項において準用する銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十二条の六十一の八第一項第一号	商号、名称又は氏名	商号
第五十二条の六十一の八第一項第四号	営業所又は事務所	営業所
第五十二条の六十一の十五第一項	営業所若しくは事務所	営業所

（認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会の認定の申請）

第九条の六の三　法第八十五条の三の四の規定による認定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を金融庁長官に提出してしなければならない。

一　名称

二　事務所の所在地

三　役員の氏名

四　法第八十五条の三の四第二号に規定する協会員の氏名又は名称

2　前項の申請書には、定款、登記事項証明書その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

第九条の八中「第八十九条第九項」を「第八十九条第十一項」に改める。

第九条の九の見出し中「金庫」を「金庫関係業者」に改める。

第十条第三号及び第四号中「銀行法」を「準用銀行法」に改める。

第十条の二第一項中「第四項、次条及び第十条の四において」を「以下」に改め、同項第一号及び第四号中「銀行法」を「準用銀行法」に改め、同項第五号中「銀行法」を「準用銀行法」に、「命令」を「求め」に改め、同項第六号から第八号まで及び同条第二項中「銀行法」を「準用銀行法」に改める。

第十条の三第一項中「第五十二条の三十七第一項に」を「（以下この項において「準用銀行法」という。）第五十二条の三十七第一項に」に、「法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の六十一第二項」を「準用銀行法第五十二条の六十の二第二項」に改め、「（法第八十五条の三に規定する金庫等をいう。）」を削り、同項第二号中「法第八十九条第五項において準用する銀行法（以下この項において「銀行法」という。）」を「準用銀行法」に改め、同項第三号及び第四号中「銀行法」を「準用銀行法」に改め、同項第五号中「銀行法」を「準用銀行法」に、「第五十二条の六十の二第三項」を「第五十二条の六十の二第三項」に改め、同項第六号中「銀行法」を「準用銀行法」に改め、同項第七号中「銀行法」を「準用銀行法」に、「命令」を「求め」に改め、同項第八号から第十号までの規定中「銀行法」を「準用銀行法」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第十条の三の二　次に掲げる長官権限は、登録申請者（法第八十九条第七項において準用する銀行法（以下この項及び第十三条の三の二から第十三条の三の六までにおいて「準用銀行法」という。）第五十二条の六十の四第一項に規定する登録申請者をいう。）又は信用金庫電子決済等取扱業者（法第八十五条の三の二第一項に規定する信用金庫電子決済等取扱業者をいう。以下同じ。）の主たる営業所（銀行法第二条第十九項に規定する外国電子決済等取扱業者にあつては、国内におけ